

(参考)『詳解商業登記【全訂第3版】』変更内容(変更事由別一覧)

○誤記による変更内容

巻・頁	行	変更前(赤字は変更部分)	変更後(赤字は変更部分)
上巻 882頁	1・2行	定款の定めによっても選任決議の定足数については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満に下すことはできないこと、	(削除)
上巻 882頁	4行	(追加)	なお、選任決議の定足数については、定款の定めによって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1未満にすることができる。

○公証人手数料令の一部を改正する政令(令和3年政令328号)の施行(令和4年1月1日)による変更内容

巻・頁	行	変更前(赤字は変更部分)	変更後(赤字は変更部分)
上巻 567頁	4・5行	定款認証の手数料は5万円である(公証人手数料令35)。	定款認証の手数料は、 成立後の株式会社の資本金の額が100万円未満のものは3万円、当該額が100万円以上300万円未満のものは4万円、それ以外のものは5万円 である(公証人手数料令35)。